

■ 被扶養者が医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる収入の特例について（特例期間が令和4年9月まで延長されました。）

被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしています。今般、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情があり、厚生労働省から健康保険組合に対して特例的な対応を求める通知が発出されておりますので、当共済組合として、以下のように特例として取扱うこととしましたのでお知らせします。

1 特例の内容および確認方法

(1) 特例の対象となる被扶養者

組合員の被扶養者で、ワクチン接種業務に従事する医療職（※）の方が対象です。具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士

(2) 特例の対象となる収入

(1)の方が、高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年9月末まで、医療職としてワクチン接種業務に従事したことに対する収入については、被扶養者としての収入に算定しないこととします。

(3) 確認方法

被扶養者資格継続調査において確認します。所得証明書や雇用証明書等で限度額を超える収入がある場合は、医療職としてワクチン接種業務に従事したことが確認できる雇用契約書等の写を提出してください。業務に従事した時期にもよりますが、令和3年度から令和4年度の調査にかけて確認することとなりますので、書類は大切に保管するようお願いいたします。なお、確認は市町村や医療機関が発行する証明書または申立書等の提出で代えることができます。

※ ワクチン接種業務による収入増を理由にすでに被扶養者の取消手続きを行った場合は、遡及して被扶養者として取扱うことができますので共済組合へお問い合わせください。

2 特例の対象とならない収入について

この特例措置は、医療職として新型コロナワクチン接種業務に従事したことによる収入以外には適用されません。特例の対象とならない収入については、令和3年度の被扶養者資格継続調査において以下により取扱います。

(1) 以下の全てに当てはまる場合は被扶養者の資格（認定）を継続します。

- ① 本来は被扶養者の収入限度額内の条件で雇用されていること。
- ② 一時的な収入の増加が、新型コロナウイルス感染症への対応により業務量が増加したことによるものであること。
- ③ 上記①②を記載した事業主の申立書（任意の様式）の提出があること。

(2) 以下の場合は被扶養者の資格を取消します。

- ① 被扶養者の収入限度額内の条件で雇用されていたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、雇用条件変更により被扶養者の収入限度額を超える条件で雇用されることとなった場合。
- ② 雇用条件変更により健康保険が適用となった場合。



Q1

ワクチン接種会場で看護師としてワクチン接種業務に従事しました。日給2万円が5日間勤務したのですが、対象収入はどうなりますか。

A1

ご質問のケースでは、日給2万円×5日間の10万円が特例措置の対象となります。

Q2

ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、この交通費は特例措置の対象となりますか。

A2

交通費についても特例措置の対象となります。

Q3

医療機関でワクチン接種業務に従事する予定です。健康保険に加入することになると事業主から伝えられました。被扶養者のままでいることはできますか。

A3

雇用条件により健康保険に本人として加入する場合は被扶養者の資格を喪失します。共済組合に被扶養者の取消届を提出してください。

Q4

看護師の有資格者ですが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A4

特例措置の対象とはなりません。特例の対象となる収入は、医療職の有資格者として、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診(予診のサポートを含む。)やワクチンの調整・接種後の経過観察等に従事したことによる収入となります。

Q5

医療機関で看護師として勤務していますが、ワクチン接種の業務には関わっていません。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A5

特例措置の対象とはなりません。しかし、本来は被扶養者の収入限度額内の条件で雇用されている被扶養者の方が、新型コロナウイルス感染症への対応で業務量が増加したことにより被扶養者の認定限度額を超えた場合は、事業主の申立書の提出があれば、被扶養者の資格(認定)を継続します。

Q6

医療機関で看護師として勤務しました。月給15万円で勤務しましたが、ワクチン接種とそれ以外の勤務の両方を行っています。月給15万円すべてが特例措置の対象となりますか。

A6

特例措置の対象となる収入は、医療職として新型コロナワクチン接種業務に従事したことに対する収入となります。特例以外の収入が被扶養者の認定限度額内であるかどうかを確認する必要がありますので、雇用契約書や勤務表、事業主の申立書などを提出していただく場合があります。

Q7

ワクチン接種業務への勤務と同タイミングで別のアルバイトも始めています。どちらの収入も特例措置の対象になるのでしょうか。

A7

特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する収入となります。質問のケースでは、別のアルバイトの収入は特例措置の対象とはなりません。収入金額にもよりますが、ワクチン接種業務の雇用契約書や事業主の申立書、アルバイトの雇用契約書や給料明細書の写などをご提出いただき、特例以外の収入で被扶養者の認定限度額内であるかどうかを確認します。

お問い合わせ：共済組合保険課資格調定係 TEL 024-533-0011